

令和8年小樽市議会第2回定例会提出予定議案

(予算議案)

議案1 令和8年度小樽市一般会計補正予算

議案2 令和8年度小樽市病院事業会計補正予算

(条例案その他の議案)

議案3 小樽市税条例の一部を改正する条例案

地方税法の一部改正（令和8年3月31日公布、同年4月1日施行等）に伴い、個人の市民税の特定暗号資産取引に係る課税の特例を新設するとともに、一定の太陽光発電設備及び風力発電設備並びに改修特別特定建築物の固定資産税等の特例措置の特例率を定めるほか、固定資産税の免税点を引き上げるなど、税制改正に伴う所要の改正を行うもの
《改正内容》

① 個人市民税

- ア 公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出について、所得税における扶養親族等申告書の提出義務がない者のうち一定の者にも提出義務があることとする。
- イ 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例に係る適用期限について、「平成30年度から令和9年度まで」を「平成30年度以後」に延長する。
- ウ 住宅借入金等特別税額控除の適用期限について、控除の対象年度は「令和20年度まで」を「令和25年度まで」に、居住年は「令和7年まで」を「令和12年まで」に延長する。
- エ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例について、譲渡した土地等が地すべり防止区域等内にある場合は、本特例の適用外とする。
- オ 特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴い、特定暗号資産取引に係る市民税の課税の特例を新設する。

② 固定資産税等

- ア 太陽光発電設備の固定資産税の課税標準の特例措置について、対象をペロブスカイト太陽電池を使用した太陽光発電設備に限定し、特例率を2分の1とする。
- イ 風力発電設備の固定資産税の課税標準の特例措置について、対象を法律に基づき設置された風力発電設備に限定し、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律に基づき設置された風力発電設備の特例率を5分の3とし、港湾法、地球温暖化対策の推進に関する法律又は農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づき設置された風力発電設備の特例率を3分の2とする。
- ウ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物で利便性等向上改修工事が行われたものに対する固定資産税及び都市計画税の特例措置について、対象工事を一定の政府の補助を受けた利便性等向上改修工事に限定した上で、これまで演芸場等に限定していた対象施設を全ての特別特定建築物に広げ、特例率を3分の1とする。

エ 固定資産税の免税点について、家屋を20万円から30万円に、償却資産を150万円から180万円に引き上げる。

③ 所要の改正

地方税法の一部改正に伴う引用条項の変更等

施行期日 公布の日（①ア～ウは令和9年1月1日、②エは令和9年4月1日、

①エ・③は令和10年1月1日、①オは金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行日の属する年の翌々年の1月1日）

議案4 小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

基準府令（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準）の一部改正（①令和8年2月13日公布、同年4月1日施行。②令和8年3月31日公布、同年4月1日施行）に伴い、改正後の基準府令のとおり適用するもの

《基準府令の改正内容》

- | |
|--|
| <p>① 満三歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う改正</p> <p>ア 満三歳以上限定小規模保育事業の利用定員を6人以上19人以下とし、満三歳以上限定小規模保育事業者は、事業所ごとに利用定員を定めるものとする。</p> <p>イ 満三歳以上限定小規模保育事業者は、利用の申込みが利用定員を超える場合は、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育の必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。</p> <p>② 所要の改正</p> <p>文言整理</p> |
|--|

施行期日 公布の日

議案5 小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

基準府令（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準）の一部改正（①令和8年2月13日公布、同年4月1日施行。②令和8年3月16日公布、同年4月1日施行）に伴い、改正後の基準府令のとおり適用するもの

《基準府令の改正内容》

- | |
|---|
| <p>① 満三歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う改正</p> <p>満三歳以上限定小規模保育事業の設備及び職員の基準については、小規模保育事業所A型と同様とする。</p> <p>② 事業所における保育士の数の算定方法の変更</p> <p>小規模保育事業所A・B型及び事業所内保育事業所において、従来から、保健師、看護師又は准看護師を一人に限り保育士とみなすことができるとしていたところ、当該事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保できる場合、理学療法士その他の専門職についても、一人に限り保育士とみなすことができることとする。</p> |
|---|

施行期日 公布の日

議案6 小樽市産業廃棄物等処分事業設置条例等の一部を改正する条例案

地方自治法の一部改正（令和6年6月26日公布、令和8年9月24日施行等）に伴い、
所要の改正を行うもの

《改正内容》

地方自治法の一部改正に伴う引用条項の変更

《改正条例》

- ・ 小樽市産業廃棄物等処分事業設置条例
- ・ 小樽市水道事業等の設置等に関する条例
- ・ 小樽市簡易水道事業設置条例
- ・ 小樽市病院事業の設置等に関する条例

施行期日 令和8年9月24日

議案7 小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正（令和8年5月27日
公布、同日施行、同年4月1日適用）に伴い、葬祭補償の額を改定するもの

《改正内容》

非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額につい
て、「315,000円」を「330,000円」に改定する。

施行期日 公布の日（令和8年4月1日から適用）

議案8 工事請負契約について

工 事 名 称 若竹地区防波堤改良工事
契 約 金 額 2億2,880万円
契約の相手方 小樽市若竹町3番1号
近藤・山吹・進栄共同企業体

議案9 工事請負契約について

工 事 名 称 第3号ふ頭小型船だまり整備工事
契 約 金 額 2億5,850万円
契約の相手方 小樽市若竹町3番1号
近藤・道ガソン・嶋田共同企業体

議案10 工事請負契約について

工 事 名 称 色内ふ頭護岸改良工事
契 約 金 額 1億6,720万円
契約の相手方 小樽市朝里川温泉2丁目719番地1
和田建・三栄・宮前共同企業体

議案11 工事請負契約について

工 事 名 称 小樽公園園路広場等整備工事
契 約 金 額 3億5,640万円
契約の相手方 小樽市長橋4丁目10番2号
久保・みかみ・水谷内共同企業体

議案12 工事請負契約について

工 事 名 称 小樽公園遊具広場整備工事
契 約 金 額 7億2,600万円
契約の相手方 小樽市緑1丁目5番1号
阿部・小田・都市開発共同企業体

議案13 工事請負変更契約について

旧保健所・旧総合福祉センター解体工事の請負変更契約を締結するもの

- ① 契約金額
変更前 2億6,510万円
変更後 2億6,897万2,000円
- ② 契約の相手方
小樽市緑1丁目5番1号
阿部・西條・小杉共同企業体

報告1 専決処分報告

地方税法の一部改正（令和8年3月31日公布、同年4月1日施行等）に伴い、軽自動車税の環境性能割の廃止など、税制改正に伴う所要の改正を行うため、小樽市税条例等の一部を改正する条例を令和8年3月31日に専決処分したもの
施行期日 令和8年4月1日（一部は公布の日）

報告2 専決処分報告

国が特例として令和8年度分の介護保険料の減免の対象となる者として示した被保険者について、申請によらずに保険料を減免することができることとするため、小樽市介護保険条例の一部を改正する条例を令和8年5月22日に専決処分したもの
施行期日 令和8年6月1日

（報 告 等）

・ 令和7年度小樽市一般会計の繰越明許費の繰越報告

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金関係事業費（所得割非課税世帯向け物価高騰支援給付金給付事業費）、物価高対応子育て応援手当支給事業費、臨時市道整備事業費、国直轄工事費負担金（北副防波堤改良事業費）、色内ふ頭老朽化対策事業費、第3号ふ頭及び周辺再開発事業費（基部緑地整備事業費）等の繰越額の確定に伴う報告

・ 令和7年度小樽市一般会計の事故繰越しの繰越報告

臨時市道整備事業費の事故繰越額の確定に伴う報告

- ・ 令和7年度小樽市水道事業会計予算額の一部繰越しについて
入船配水管更新事業費及び天神浄水場外1箇所機械電気計装設備更新事業費の繰越額の確定に伴う報告
- ・ 令和7年度小樽市下水道事業会計予算額の一部繰越しについて
下水終末処理場機械設備更新事業費及び色内ふ頭老朽化対策事業費の繰越額の確定に伴う報告
- ・ 経営状況を説明する書類の提出について（おたる自然の村公社）
- ・ 経営状況を説明する書類の提出について（小樽水族館公社）
- ・ 経営状況を説明する書類の提出について（小樽観光振興公社）

（追加予定議案）

- ・ 小樽市農業委員会委員の任命について

| | |
|-----------|---------------|
| 北 島 吉 治 氏 | 令和8年7月27日任期満了 |
| 古 里 和 夫 氏 | 〃 |
| 岩 部 利 治 氏 | 〃 |
| 木 露 正 敏 氏 | 〃 |
| 佐々木 晴 男 氏 | 〃 |
| 本 間 俊 一 氏 | 〃 |
| 三 國 幸 一 氏 | 〃 |
| 川 畑 正 美 氏 | 〃 |
| 田 口 玲 子 氏 | 〃 |
| 浜 谷 礼 子 氏 | 〃 |
| 澤 田 幸 孝 氏 | 〃 |
| 長 多 誠 吉 氏 | 〃 |
| 吉 川 孝 一 氏 | 〃 |

- ・ 小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について

菰 田 尚 正 氏 令和8年7月11日任期満了

- ・ 人権擁護委員候補者の推薦について

一 柳 富佐子 氏 令和8年9月30日任期満了

池 田 道 弘 氏 〃

安 井 能 彦 氏 令和7年10月5日逝去（令和9年9月30日任期満了）

※ 人事案件については、最終本会議の日に提案の予定です。